

農 業 委 員 会 会 議 録

1. 開催日時 平成27年12月2日(水)午後3時00分～3時40分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 (15名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏		
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
		12	藪内 聿彦	—	—

4. 欠席委員 (2名)
 13番、速水 保、6番、弓場 一郎

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 会議書記の指名
 第3 議事案件

- 議第1号 農地法第3条第1項について申請の件
 議第2号 農地法第5条規定について申請の件
 議第3号 農地法第18条第6項規定による通知の件
 議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
 議第5号 その他
 1) 畑作転換承認申請について
 2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
 3) 専決処分の報告について
 報告第1号 農地一時転用願いの件

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 仲川博通
 事務局長補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、ただ今から12月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は17名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告致します。

(会長あいさつ)

議 長 議事に入ります前に署名委員が必要ですので、私から指名させて頂いてよろしいですか。(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとのお声を頂きましたので、本日の署名委員に3番、寺田委員さんと4番、藤本委

員さんのお二人を指名致します。なお、本日の会議書記には、事務局の仲川局長、龍補佐を指名致します。

議 長 それでは、ただ今から議事に入ります。議案第1号を議題と致しますが、この案件につきましては、中江委員が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

(中江委員 退席)

議 長 それでは事務局より説明願います。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件、これについて説明致します。本件は、農地を農地として耕作するための売買及び贈与による所有権移転に伴う異動でございます。

番号1番、申請地、大字□□、□□□番□(地目)畑(面積)263㎡、譲受人、大字吉井、中江 彰、譲渡人、□□市□□□区、□□□□□、権利の種類は贈与による所有権の移転で、申請理由は規模拡大のためでございます。耕作地面積は10,474㎡と、下限面積は満たしています。場所は部会現地調査順序表第9番目、□□□□□より北へ約50mのところであります。

番号2番、申請地、大字□□、□□□番地(地目)田(面積)1,200㎡、譲受人、□□市□□町、□□□□、譲渡人、□□市□□町、□□□□、権利の種類は贈与による所有権の移転で、申請理由は後継者育成のためでございます。耕作地面積は61,686㎡と、下限面積は満たしています。場所は部会現地調査順序表第2番目、□□□□□学校より南西へ約400mのところであります。

番号3番、申請地、大字□□、□□□番地(地目)田(面積)968㎡、譲受人、□□市□□町、□□□□、譲渡人、□□市□□町、□□□□、権利の種類は贈与による所有権の移転で、申請理由は後継者育成のためでございます。耕作地面積は61,686㎡と、下限面積は満たしています。場所は部会現地調査順序表第2番目、□□□□□学校より南西へ約400mのところであります。

番号4番、申請地、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)1,160㎡、譲受人、□□市□□町、□□□□、譲渡人、大字□□、□□□□、権利の種類は売買による所有権の移転で、申請理由は規模拡大のためでございます。耕作地面積は61,686㎡と、下限面積は満たしています。場所は部会現地調査順序表第3番目、□□□池より北西へ約100mのところであります。

番号5番、申請地、□□□□□、□番□(地目)田(面積)1,586㎡、□□□□□、□番□(地目)田(面積)104㎡、譲受人、□□市大字□□、□□□□、譲渡人、□□市□□区、□□□□、権利の種類は売買による所有権の移転で、申請理由は規模拡大のためでございます。耕作地面積は8,081㎡と、下限面積は満たしています。場所は部会現地調査順序表第4番目、□□□□□□□より南へ約400mのところであります。

番号6番、申請地、大字□□、□□□番地(地目)田(面積)1,277㎡、譲受人、大字□□、□□□□、(持分□/□)、譲渡人、□□市□□町、□□ □、(持分□/□)、□□市□□、□□□□、(持分□/□)、権利の種類は贈与による所有権の移転で、申請理由は規模拡大のためでございます。耕作地面積は6,106㎡と下限面積は満たしています。場所は部会現地調査順序表第5番目、□□□□駅より北東へ約300mのところであります。

番号7番、申請地、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)912㎡、譲受人、大字□□、□□□□、譲渡人、□□市□□区、□□ □(持分□/□)、□□市□□□町、□□□□、(持

分□／□)、□□市□□町、□□□□、(持分□／□)、権利の種類は売買による所有権の移転で、申請理由は小作地開放によるためでございます。耕作地面積は2,264㎡と、下限面積は満たすことになります。場所は部会現地調査順序表第1番目、□□□□公園より北西へ約100mのところであります。以上、第1号議案につきましては7件の申請で、いずれも申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請書に記載された内容について、審査基準の検討結果について説明致します。まず、全部効率利用要件につきましては、いずれも現在保有されている農地の管理状況、機械の保有状況、世帯員数、及び取得する農地も含めたすべての農地を、耕作又はいつでも耕作出来る状態に管理されており、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。次に、譲受人が農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、いずれも申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、取得後も引き続き農作業に従事することが見込まれますので支障がないものと考えます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、それぞれの申請書の内容から農地の耕作の内容、また、農地の位置や規模からの農業上の総合的利用には、いずれも従来どおり支障がないものと考えます。以上、番号1番から7番いずれにつきましても、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、第1号議案について、何かご質問、異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 　異議なしとの声がありましたので、採決致します。それでは、第1号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、第1号議案については、委員会処理に決定致します。続いて議案第2号を議題といたしますが、次に入ります前に、中江委員の入室、着席をお願い致します。

(中江委員入室、着席)

議 長 　それでは事務局より説明願います。

事務局 　議案第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字□、□□番□(地目)田(面積)68㎡、譲受人、大字□□□、□□□□、譲渡人、大字□、□□□□、売買による所有権移転で、庭先用地への転用申請でございます。場所は部会現地調査順序表第7番目、□郵便局より北東へ約300mのところであります。

番号2番、申請地、大字□□、□□番□(地目)田(面積)1,987㎡、譲受人、□□市□□町、□□□□、譲渡人、大字□□、□□□□、売買による所有権移転で、戸建専用住宅への転用申請でございます。場所は部会現地調査順序表第6目、□□□□駅より南西へ約300mのところであります。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、第2号議案につきましては2件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。1番の□□さんの5条申請ですが、

申請地の北側が昨年5条申請で戸建住宅に転用されて、その時の残地部分を南側の□□さんが、購入され、庭先用地として転用されるものです。現在フェンスで仕切られており、外して周囲にブロックを積んで造成される計画です。現況は休耕されており、東側はガレージ、西側は田、南側は申請者の住宅、北側は住宅用地です。配水は住宅の西側に既設のU字溝があり、そこを通して南側の水路に配水する計画です。周辺への被害はないものと判断し、農地部会では妥当な申請であるものと判断致しました。続きまして2番の戸建て住宅への転用ですが、一戸建て住宅を8戸建築の計画です。周囲に擁壁を設置して造成し、各戸に浄化槽を設ける予定で、排水は北側水路に排水する計画です。申請地は田で、現在は休耕されており、東側、西側、南側は田で、北側は道路です。隣地同意も添付されており、周辺に被害はないものと判断し、農地部会では妥当な申請であるとの審議結果でした。以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願ひます。

事務局 　それでは説明させていただきます。1番、大字□の申請地の農地区分は、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の預金通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、本人からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手とのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、適当な面積であると考えます。次に2番、大字□□の申請地の農地区分は、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の預金通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取により許可後、すぐに着手とのことでありますので確実と考えます。

また、計画面積につきましては、転用の目的や事業規模からしても適当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この第2号議案について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願ひ致します。

(なしの声有り)

議 長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。第2号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひ致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、第2号議案は県へ送付することに決定致します。次に議案第3号を議題と致します。事務局より説明願ひます。

事務局 　議案第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)912㎡、借受人、大字□□、□□□□、貸出人、□□市□□□、□□ □(持分□/□)、□□市□□□、□□□□(持分□/□)、□□市□□□、□□□□(持分□/□)、解約理由は、借受人に売却するためでございます。以上、第3号議案につきましては1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問などが無いようですので、第3号議案は事務局処理と致します。

議 長 次に議案第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課から農業委員会に対し、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□□□、利用権を設定する者、大字□□、□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)1,352㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年12月1日から平成30年11月30日までの3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きましますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

議 長 ご質問などが無いようですので、採決致します。第4号議案を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4号議案は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

議 長 続いて議案第5号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第5号、その他の1番、畑作転換申請承認について説明致します。

番号1番、申請地、大字□、□□番□(地目)田(面積)26㎡、大字□、□□番□(地目)田(面積)152㎡、申請人、大字□、□□□□、田から畑への変更であります。場所は部会現地調査順序表第8番目、出郵便局より北東へ約300mのところであります。

番号2番、申請地、□□□丁目□□□番地(地目)田(面積)1,080㎡、申請人、□□□丁目、□□□□、田から畑への変更であります。場所は部会現地調査順序表第10番目、□□□□より南へ約100mのところあります。以上、畑作転換申請承認については2件の申請ですが、いずれも書類上は具備されています。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っておりますので、農地部会長より調査結果の説明を願います。

部会長 それでは、報告させて頂きます。1番大字□の□□さんの申請ですが、昨年に北側を一戸建て住宅への転用で売却されており、その残地部分で、米が作りにくくなったため、土を盛り畑として使用したいための申請です。周辺に土砂の流出なきよう盛り土して使用されるとのことです。周囲に農地はなく、被害を及ぼすこともないものと思われます。農地部会では妥当な申請であると判断致しました。続いて2番の□□□丁目の□□さんの申請ですが、北側の農地が現在生産緑地を解除手続中で、その後転用される計画で、米が作りにくくなるため、盛り土して

畑として使用したいために申請されました。隣地の同意は頂いておられますが、工事後に盛り土する計画とのことで被害はないものと思われ、農地部会では妥当な申請であるとの審議結果でした。以上報告させていただきます。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問等ありませんか。異義などございませんか。

議 長 　ご質問、ご異議などないので、採決致します。それでは畑作転換申請について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、畑作転換申請承認については、事務局処理と致します。

議 長 　続いて議案第5号、その他の2番を議題と致します。事務局より説明願ひます。

事務局 　議案第5号、その他の2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願ひ出をされたもので、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取り申出の農地、□□町□□□番□（地目）畑（面積）846㎡、□□町□□□番□（地目）田（面積）79㎡、□□町□□□番□（地目）畑（面積）66㎡、□□町□□□番□（地目）畑（面積）723㎡、□□町□□□番□（地目）畑（面積）6.61㎡、□□町□□□番□（地目）畑（面積）152㎡、□□町□□□番□（地目）畑（面積）99㎡、買取り申出者、□□町、□□□□、買取り申出事由の生じた者、□□町、□□□□、買取り申出事由は、死亡のためでございます。その他申請書類は具備致しております。

番号2番、買取り申出の農地、□□□町□□□番□（地目）畑（面積）614㎡、買取り申出者、□□町、□□□□□、外1名買取り申出事由の生じた者、□□町、□□□□□、買取り申出事由は、疾病のためでございます。なお、その他申請書類は具備致しております。

本件の農業の主たる従事者の確認につきましては、あらかじめ事務局で証明に伴います調査書によりまして、いずれも平成27年11月20日に事実確認調査を致しております。また、本件の調査確認と致しまして、いずれも本人が農地基本台帳に登録されている事、また買取り申出農地を現地調査により、現況が農地として耕作されている事の確認、さらに、いずれの方もそれぞれ本人が以前に農業に従事されていたことを地元今村委員さんにも確認をしております。以上の審査の結果、番号1番については□□□□さんが、番号2番については□□□□□さんが、それぞれ生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断をしております。ご決定を頂きますと、それぞれの申出者に証明書を交付致しますので、ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問などのある方は挙手でお願ひ致します。

（意見、質問なし）

議 長 　ご質問などが無いようですので採決致します。それでは、議案第5号、その他の2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議案第5号、その他の2番については、事務局処理に決定致します。次に、議案第5号、その他3番、報告第1号を議題と致します。事務局より説明を願ひます。

事務局 　議第5号、その他3番、専決処分の報告について報告第1号、農地一時転用願ひの件について説明致します。

番号1番、一時転用する農地、□□町□□□番地（地目）田（面積）1,942㎡、願出人、大和高田市、所有者、□□町、□□□□、使用目的は、公共下水工事中用仮設道路としてでございます。使用期間は、平成27年11月16日から平成28年3月31日まででございます。なお、添付書類といたしまして農地の所有者の同意書が添付されております。

番号2番、一時転用する農地、□□町□□□番□（地目）田（面積）916㎡、願出人、大和高田市、所有者、□□町、□□□□□、使用目的は、公共下水工事中用仮設道路としてでございます。使用期間は、平成27年11月26日から平成28年3月31日まででございます。なお、添付書類と致しまして農地の所有者の同意書が添付されております。以上、農地の一時転用願いにつきましては、2件の通知でございます。

- 議 長 報告第1号の案件につきましては、報告事項として委員皆様への報告とさせていただきます。
- 議 長 議案審議については以上ですが、皆さん、この機会に何かご意見等ございませんか。
- 議 長 ないようでしたら、これで12月の定例委員会を終らせて頂きます。
それでは今年最後の委員会となりましたが、委員の皆様方には今年1年大変ご苦労様でした。

本議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 松田榮義
署名委員 寺田 勉
署名委員 藤本佳昭